

手持工事件数の特例等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高松市制限付き一般競争入札実施要領（平成6年4月1日施行）第3条第1項第3号、高松市入札後審査型制限付き一般競争入札実施要領（平成20年4月1日施行）第4条第1項第3号及び高松市公募型指名競争入札実施マニュアル運用基準（平成13年6月1日施行）第1項第5号の規定（以下「手持工事件数制限規定」という。）による手持工事件数の制限並びに同運用基準第2項第4号の規定による手持業務件数の制限についての特例並びにこれに伴う技術者の専任及び現場代理人の常駐の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(手持工事件数からの除外)

第2条 次に掲げる工事は、手持工事件数制限規定にかかわらず、手持工事件数から除外するものとする。

(1) 契約の性質又は目的により市長が手持工事件数から除外する必要があると認めた工事

(2) 次のいずれにも該当する工事

ア 発注者（高松市）の都合又は天災等により全面的な一時中止を書面で受注者に指示したこと。

イ アによる一時中止期間が連続して3か月以上であったこと。

ウ 当初工期限から3か月が経過したこと。

(技術者の専任不要)

第3条 前条第2号アに該当する場合において、当該工事に係る技術者が専任のときは、一時中止期間においては、専任を要しないものとする。

(現場代理人の常駐不要)

第4条 第2条第2号アに該当するときは、一時中止期間においては、現場代理人は常駐を要しないものとする。

(準用)

第5条 第2条の規定は、高松市公募型指名競争入札実施マニュアル（平成13年6月1日施行）第3項に規定する業務委託に準用する。

附 則

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間における手持工事件数制限規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。この場合において、同日の翌日以

後の日（この項前段に規定する期間中に市内企業に該当しなくなった者にあつては、その該当しなくなった日以後の日）において手持ち工事件数（第2条の規定の適用がある場合は、その適用後の件数）が4であるときは、これを3とみなす。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
高松市制限付き一般競争入札実施要領第3条第1項第3号	2以下	2以下（第4項第1号に規定する市内企業にあつては、3以下）
高松市入札後審査型制限付き一般競争入札実施要領第4条第1項第3号	2以下	2以下（第4項第1号に規定する市内企業にあつては、3以下）
高松市公募型指名競争入札実施マニュアル運用基準第1項第8号	2以下	2以下（第1号に規定する市内企業にあつては、3以下）

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年10月4日から施行する。